

港区商品券特別給付事業の実施について

1 目的

区はこれまで新型コロナウイルス感染症に係る対応として、子育て、高齢者、町会・商店会など、区民の多様な生活に寄り添った支援を実施してきました。

しかしながら、先行きが見えない現状においては、区民全体に予期せぬ出費が増加するなど、日常生活に与える経済的な影響は大きく、特に経済的な余裕が十分でない低所得者に対しては、きめ細かな支援を実施する必要があります。

つきましては、その中でも収入への影響を受けやすい非課税世帯の家計を応援するとともに、区内商店街をはじめとする地域経済の活性化につなげるため、新たな生活応援施策として「港区商品券特別給付事業」を実施します。

2 対象世帯

令和2年1月1日から基準日（令和2年11月19日）まで引き続き区に住民登録がある住民税非課税者のみで構成される世帯

※ 未申告者がいる世帯についても本給付の対象世帯とします。

※ 住民税非課税者世帯のうち、別世帯に扶養者がいる被扶養者及び生活保護受給者等がいる世帯は対象外とします。

3 対象世帯数

約28,000世帯

（内訳）単身世帯：約22,000世帯 2人以上の世帯：約6,000世帯

4 給付物及び給付相当額

（1）給付物

区内共通商品券

（2）給付相当額

単身世帯 : 20,000円分

2人以上の世帯 : 30,000円分

5 今後の予定

令和2年第4回定例会 補正予算案の提出

令和2年12月11日 区民への周知開始（広報みなと等）

令和3年2月中旬 商品券の給付開始